

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

保全異議準備書面(2)

平成28年12月27日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 示現舎合同会社
上記代表者代表社員 宮部 龍彦

第1 追加の主張

債権者らによる「被差別部落出身者」であるとの自称は解放令の違反であり、えせ同和行為であることを、強く主張する。

平成27年1月8日に部落解放同盟岐阜県連合会大垣支部長の石井涼也による殺人未遂事件があった。

被告らは平成28年10月4日から同月7日まで行われたこの事件の裁判を傍聴し、事件の背景を取材した(乙54)。

裁判では、石井涼也が解放同盟大垣支部員の下城信彦に被害者の殺害を依頼したことが明らかとなった。下城信彦は石井涼也に協力した理由は、石井涼也の父親で前解放同盟岐阜県連合委員長の下城輝男への恩義であると証言した。また、裁判員が下城信彦に部落解放同盟というのは部落と関係なくても入れるのですかと尋ね、下城信彦がそう認識していると答える一幕があった。

乙54にある通り、解放同盟岐阜県連の幹部はことごとく歴史的な部落とは無関

係である。県連まるごとこのような状態が見られることから、債権者らによる「被差別部落出身者」であるとの自称は法律上根拠がないのみならず、歴史的にも社会的にも信憑性がないことは明らかである。

また、昭和61年12月11日に総理府総務庁地域改善対策協議会（地対協）が「今後における地域改善対策について」との意見具申（乙55）を行っており、差別意識の4つの新しい要因を挙げている。

第1に行政の主体性の欠如、第2に同和関係者の自立、向上の精神のかん養の視点の軽視、第3にえせ同和行為の横行、第4は同和問題についての自由な意見の潜在化傾向である。

部落問題の解消にはこの4つの要因の排除が必要であるが、未だに取り組みが不十分であるのが現状である。「行政の主体性の欠如」そして地対協が問題の原因として挙げる「民間運動団体の行き過ぎた言動」が解消されていないことは、解放同盟岐阜県連の事例から明らかである。

特に、4番目の「自由な意見」は問題解決のための議論に欠かせない要件である。債権者が繰り返し述べてきたように、部落の所在地情報は部落研究の基礎となる情報であって、部落の所在地情報が「公然の秘密」とされた状態で健全な歴史研究、部落問題解決のための議論はあり得ない。部落問題についての議論を「アングラ化」している本件仮処分は、地対協が掲げる自由な意見交換を阻害する要因であり、速やかに取り消されなければならない。

また、債権者組坂繁之は、部落解放同盟福岡県連合会委員長の肩書で、福岡県下の市町村長等に、示現舎が出版を予定している「部落問題入門」が「えせ同和行為」であると中傷する文書を配布して、示現舎の出版業務を妨害している（乙56）。部落問題入門は、昨今制定された部落差別解消推進法の理解のための啓発書であって、押し売り等を行っている事実もなく、示現舎が地対協のいう「えせ

同和行為」は行っていない。組坂繁之の行為こそ、自由な意見交換を阻害し、地対協意見具申に反する部落差別助長行為である。

また、このことから、債権者は人格権に名を借りて、政治的に都合の悪い情報・言論を封殺しようとしていることが明らかである。このような反民主主義的な行為に裁判所が加担してはならない。

以上